

マイナンバー（個人番号） ハンドブック

～ マイナンバー制度を理解したい方へ～



平成31年3月

目 次

1 マイナンバー（個人番号）とは

- (1) マイナンバーの通知…………… 4
- (2) マイナンバーが必要な理由…………… 4
- (3) マイナンバーの利用分野…………… 5
- (4) マイナンバーカード…………… 6
- (5) マイナポータル…………… 8

2 マイナンバーの利用事務

- (1) マイナンバー法第9条（「別表第1」）…………… 10
- (2) 独自利用事務（条例）…………… 11
- (3) 個人番号利用事務及び個人番号関係事務…………… 11

3 マイナンバーの提供の求め

- (1) 提供の求めの制限（マイナンバー法第15条）… 14
- (2) 何人も…………… 14
- (3) 他人とは？…………… 15

4 マイナンバーの提供

- (1) 提供制限（マイナンバー法第19条）…………… 16
- (2) マイナンバーの提供先…………… 17

5 マイナンバーの取得、収集・保管

- (1) 取得..... 20
- (2) 収集・保管（マイナンバー法第20条）..... 22

6 マイナンバーの廃棄..... 23

7 安全管理措置..... 24

- (1) 基本方針の策定..... 25
- (2) 取扱規程等の策定..... 25
- (3) 組織的安全管理措置..... 26
- (4) 人的安全管理措置..... 27
- (5) 物理的安全管理措置..... 28
- (6) 技術的安全管理措置..... 29

8 委託・再委託..... 30

9 マイナンバーの漏えい

- (1) 事業者における報告等..... 32
- (2) マイナンバーの変更..... 33
- (3) マイナンバーカードの利用停止..... 33

10 個人情報保護委員会

- (1) 監視・監督権限..... 34
- (2) 苦情あつせん..... 34



1

マイナンバー（個人番号）とは

① マイナンバーの通知

マイナンバー（個人番号）とは、平成27年10月以降、日本国内に住民票を持っている全住民に通知される、一人ひとり異なる**12桁の番号**のことを言います。

そして、一人ひとりの番号を指定して通知をするのは、皆さんの住民票を持つ**市区町村**になります。

② マイナンバーが必要な理由

マイナンバーは、行政手続において、**公平な給付と負担**の実現を図り、真に社会保障を必要とする方に積極的に手を差し伸べるとともに、**役所の業務改革**が進むことによって、**住民サービスの向上**が期待されているものです。

* マイナンバーを使うと、行政手続が簡単になると言われています。

例えば、年金や福祉関係の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書等、行政手続の際に必要な添付書類が削減されます。

また、その他、マイナンバーカードやマイナポータルを活用すると、日常生活における様々な場面で、利便性が向上するとされています。

③ マイナンバーの利用分野

マイナンバーを利用できるのは、**社会保障、税及び災害対策**の分野に限られています。これ以外で、マイナンバーを利用することは、一部の例外を除いて、マイナンバー法が認めていません。

- * マイナンバー法とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が正式名称であり、この法律により、社会保障・税番号制度が導入されることとなったもの。

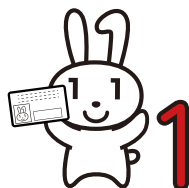
行政機関等が、このマイナンバーを**暗号化した符号**を連携キーとして、他の行政機関等に必要な情報を照会することによって、住民の皆さんが、いろいろな手続を行う際に、必要な情報を書類に記載して提出するという**手間を省く**ことができます。

④ マイナンバーカード

マイナンバーカードは、マイナンバーをお持ちの方からの申請により、市区町村が交付します。これはICチップが搭載されたプラスチック製のカードですが、このICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っていません。

また、マイナンバーカードには、**身分証明書**としての機能が付加されています。さらに、マイナンバー法に基づいて、マイナンバーを提供する際に必要な**本人確認**をする際にも使用できます。

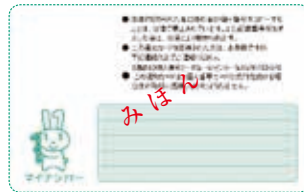
- * マイナンバーが指定されると、通知カードが送付されます。これは、紙でできており、写真がないことから、身分証明書としては使用できません。
- * マイナンバーカードについては、様々な活用方法があります。
例えば、①コンビニ等で、住民票等の証明書を取得すること、②特産品などの購入に使用できる自治体ポイントへの交換・利用などがあります。
今後も、健康保険証の代わりに利用するなど、様々な活用方法が検討されています。



通知カード



表



裏

マイナンバーカード



表



裏

POINT!

※ レンタルCDショップ等で、マイナンバーカードを身分証明書として利用される方は、マイナンバーカードの**裏面**にマイナンバーが記載されていることを忘れないようにしてください。レンタルCDショップ等の店員さんが、裏面の**コピー**を取ったり、マイナンバーを**書き写**したりした場合には、マイナンバー法に違反する場合がありますので、ご注意ください。

また、マイナンバーカードの裏面にある**QRコード**も、マイナンバーとみなされますので、ご注意ください。



⑤ マイナポータル

マイナポータルとは、平成29年11月から本格運用が開始された個人ごとのポータルサイトのことで、自治体などが保有する自身の特定個人情報を閲覧できたり、**情報提供ネットワークシステム**を通じて、国や自治体などがやり取りした自身の特定個人情報の記録を閲覧できたりするものです。その他、住民の皆さんに**有用なサービス**を提供しています。

- * **情報提供ネットワークシステム**とは、マイナンバー法第19条第7号に規定される「別表第2」に掲げられる事務に関して、行政機関等が特定個人情報の情報連携を行うために構築されたものになります。
- * **特定個人情報**とは、「マイナンバーをその内容に含む個人情報」のことを言います。

(マイナンバー法第2条第8号)



* マイナポータルでは、次のような様々なサービスを利用することができます。

①民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

②公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

③お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

④サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス）ができます。



2

マイナンバーの利用事務

① マイナンバー法第9条（「別表第1」）

マイナンバーは、マイナンバー法第9条において、**限定的に定められた事務**の範囲内で、具体的な利用目的を特定して利用することができます。

原則として、それ以外で利用することはできません。

例えば、社員の管理のために、マイナンバーを社員番号として利用することはできません。

また、それらの事務の主要なものについては、マイナンバー法の**別表第1**（マイナンバー法第9条第1項）に規定されています。それらは、社会保障、税及び災害対策の分野に限られています。

* マイナンバー法第9条において、限定的に定められた事務の例示として、以下のものがあります。

- ① 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- ② 健康保険法、国民健康保険法等による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- ③ 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務

② 独自利用事務（条例）

マイナンバー法第9条第2項は、社会保障や地方税又は防災に関する事務その他これに類する事務であって**条例**で定めるものについても、マイナンバーを利用することができる」と規定しています。このように、地方公共団体独自で条例を定めてマイナンバーを利用する事務のことを「**独自利用事務**」と呼びます。

③ 個人番号利用事務及び個人番号関係事務

① 個人番号利用事務（実施者）

個人番号利用事務とは、主として、行政機関等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のためにマイナンバーを利用することをいいます。また、それを処理する者を、**個人番号利用事務実施者**と言います。

（マイナンバー法第2条第10号、第12号）

② 個人番号関係事務（実施者）

個人番号関係事務とは、事業者が、法令に基づき、従業員等のマイナンバーを、必要な書類に記載して、行政機関等及び健康保険組合等に提出する事務のことをいいます。また、それを処理する者を**個人番号関係事務実施者**と言います。（マイナンバー法第2条第11号、第13号）

- * **個人番号利用事務等実施者**は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するために**必要な範囲**に限って、**特定個人情報ファイル**を作成することができます。

POINT!

※ **個人番号利用事務等実施者**とは、個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者のことを言います。



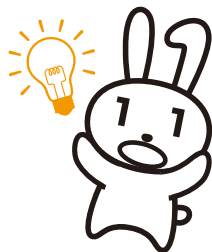
- * **給与所得者（従業員等）**が、扶養親族のマイナンバーを扶養控除等申告書に記載して、勤務先である事業者に提出することも個人番号関係事務に当たります。

* **国民年金における第3号被保険者**（従業員等の配偶者）については、第3号被保険者本人が、直接、従業員等の勤務先である事業者マイナンバーを提出することになります。

そこで、配偶者である第3号被保険者が、従業員等である第2号被保険者を通じて、マイナンバーを従業員等の勤務先である事業者提出する場合には、従業員等である第2号被保険者は、個人番号関係事務実施者ではなく、配偶者である第3号被保険者の**代理人**として提出することになります。その場合、**委任状**が必要となります。

POINT!

※ 勤務先から、**家族**のマイナンバーを求められた場合には、そのマイナンバーが、どのような手続に利用されるのかを確認してみてください。





3

マイナンバーの提供の求め

① 提供の求めの制限（マイナンバー法第15条）

何人も、マイナンバー法で限定的に明記された場合（特定個人情報の提供を受けることができる場合）を除き、**他人**に対して、マイナンバー（個人番号）の**提供を求め**てはいけません。

「限定的に明記された場合」とは、マイナンバー法第19条各号に規定されている場合となります。

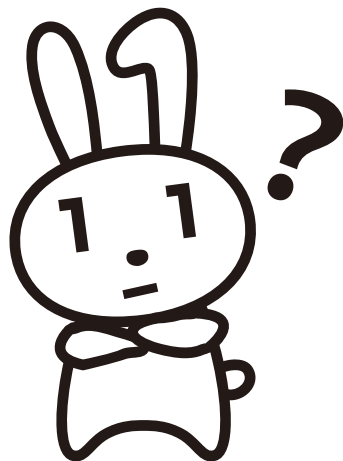
② 何人も

この規定は、「**何人も**」してはならないものとなっています。

* ただし、例外として、**同一世帯の人**のマイナンバーは、この取扱いの適用は受けず、例えば、親と一緒に住んでいる子のマイナンバーを預かっておくことができます。

③ 他人とは？

マイナンバー法第15条及び第20条でいう「**他人**」については、「自己と同一の世帯に属する者以外の者」とされています。また、「**同一の世帯**」とは、「住居及び生計を共にする者の集まり」とされています。





4

マイナンバーの提供

① 提供制限（マイナンバー法第19条）

何人も、マイナンバー法で限定的に明記された場合を除き、他人に対して、特定個人情報を提供してはいけません。

「限定的に明記された場合」とは、マイナンバー法第19条各号に規定されている場合となります。

- * 個人情報保護法は、本人の同意がある場合等であれば、第三者提供をすることもできるとしていますが、マイナンバー法では、特定個人情報を提供できる場合を限定的に定めていることから、個人情報保護法のこの規定は適用されません。
- * 事業者等が、マイナンバーを収集する際に、どのような方法を利用したとしても、**必要かつ適切な安全管理措置**（24ページ「7 安全管理措置」参照）を講じることが求められています。（マイナンバー法第12条）

② マイナンバーの提出先

① 事業所（勤務先）

勤務先は、税の関係における源泉徴収票や社会保障の関係における各種届出書類に、マイナンバーを記載して、税務署等に提出する必要があります。

そこで、i 給与や退職金を受け取る方、ii 厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方、iii 国民年金の第3号被保険者（従業員の配偶者）などは、勤務先からの提供の求めに応じて、マイナンバーを**提供**していただくことになります。

② 契約先（講演等の主催企業など）

講演料などを支払う**契約先**は、税の関係における支払調書に、マイナンバーを記載して、税務署に提出する必要があります。

そこで、報酬、料金、契約金を受け取る方等は、契約先からの提供の求めに応じて、マイナンバーを**提供**していただくことになります。

③ 不動産業者等

不動産仲介料、不動産使用料（家賃）を支払う法人等は、税の関係における支払調書に、マイナンバーを記載して、税務署に提出する必要があります。

そこで、不動産を売った人や賃貸収入がある人は、売却先等からの提供の求めに応じて、マイナンバーを提供していただくこととなります。

④ 金融機関等

銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社等の**金融機関等**は、それぞれの支払内容に応じて、税の関係における支払調書等に、マイナンバーを記載して、税務署に提出する必要があります。

そこで、配当金や保険金の支払いを受ける人は、金融機関等からの提供の求めに応じて、マイナンバーを提供していただくこととなります。

⑤ 行政機関等

税の確定申告、生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請等、税、社会保障、災害対策に係る行政手続を行う方は、**行政機関等**（税務署、日本年金機構、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市区町村、全国健康保険協会、健康保険組合等）からの提供の求めに応じて、マイナンバーを**提供**していただくこととなります。

POINT!

※ 従業員等の方が、勤務先の事業者等から、法律に基づく**正当なマイナンバーの提供**を求められた場合には、これに**応じていただくよう**お願いいたします。



ヒヤリハット

マイナンバーは、あらぬところで、提供してしまいそうになることがあります。

例えば、マイナンバーカードを落とした場合に、誰かにマイナンバーを聞かれても言わないように気を付けましょう。





5

マイナンバーの取得、収集・保管

① 取得

① 本人確認

個人番号利用事務等実施者（個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者）は、マイナンバー法第16条等の規定により、本人から、マイナンバーの提供を受けるときには、**本人確認**をしなければなりません。

この本人確認の方法は、本人の**身元確認**と本人の**番号確認**の2つがあります。

なお、**マイナンバーカード**があれば、この2つの本人確認がマイナンバーカード1枚で済みます。

* **本人確認書類**について、本人確認を**対面**で行う場合は、本人確認書類の「**提示**」を受けることが原則とされています。

本人確認を**郵送**で行う場合は、本人確認書類の写しの「**提出**」を受ける必要があります。

ヒヤリハット

市区町村から住民票（写）をもらうときに、本人が希望すれば、マイナンバーが記載された住民票（写）をもらうことができます。

ただし、住民票（写）を、本人確認書類に使う目的以外で、会社や金融機関に提出する際には、注意が必要です。

例えば、①住民票（写）の個人番号欄に書かれている番号が、マイナンバーであることに気付かずに、住宅ローンの申込みのために、金融機関に提出する、②個人ローンの申込みのために、金融機関から住民票（写）の提出を求められ、マイナンバーの記載された住民票（写）の交付を申し込む、などということがないように、お気を付けください。



② 利用目的の明示

個人情報保護法上の**個人情報取扱事業者**が、個人情報取得した場合には、個人情報保護法第18条第1項に基づき、利用目的を本人に**通知又は公表**しなければなりません。

本人との間で、契約を締結することに伴って、契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報であるマイナンバーを取得する際には、本人に**利用目的をあらかじめ明示**することとなっています。

(個人情報保護法第18条第2項)

- * マイナンバーは、**限定的に定められた事務**の範囲内で、具体的な利用目的を特定して利用するものとなっています。(10ページ「2 マイナンバー(個人番号)の利用事務」参照)
(マイナンバー法第9条)

② 収集・保管 (マイナンバー法第20条)

何人も、マイナンバー法で**限定的に明記された場合**を除き、**他人**(自己と同一の世帯に属する者以外の者)の特定個人情報を**収集又は保管してはいけません**。

「限定的に明記された場合」とは、マイナンバー法第19条各号に規定されている場合となります。



6

マイナンバーの廃棄

マイナンバーは、マイナンバー法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるもので、その必要がある場合に限って、特定個人情報を保管し続けることができ、その必要がなくなった場合には、できるだけ速やかに**廃棄又は削除**する必要があります。

ただし、**所管法令**によって一定の期間、保存が義務付けられている書類等については、マイナンバーが記載されていても、その保存期間は保管することになりますが、その保存期間が経過した後、できるだけ速やかに**廃棄又は削除**することとなります。



7

安全管理措置

マイナンバー法第12条により、**個人番号利用事務等実施者**は、マイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止などのマイナンバーの適切な管理のために、**必要かつ適切な安全管理措置**を講じなければならないとされています。

このマイナンバーの適切な管理のために必要な取組をまとめたものとして、**マイナンバーガイドライン**というものがあります。その中には、マイナンバーを取り扱う事業者等が、実施しなければならない取組として、「**安全管理措置**」というものが具体的に示されています。

マイナンバー法における安全管理措置を講ずる上での検討手順としては、①マイナンバーを取り扱う事務の範囲、②特定個人情報等の範囲、③特定個人情報等を取り扱う事務に従事する従業者を明確にすることが重要とされています。

* 安全管理措置については、従業員の数が100人以下の**中小規模事業者（一部の事業者を除く。）**に対して、**特例的な対応方法**が示されています。

1 基本方針の策定

特定個人情報等を取り扱う事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について、組織として取り組むために、基本方針を策定することが**重要**とされています。

- * **特定個人情報等**とは、マイナンバー及び特定個人情報を言います。

2 取扱規程等の策定

特定個人情報等を取り扱う事業者は、事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を**策定しなければなりません**。

取扱規程等は、①取得、②利用、③保存、④提供、⑤削除・廃棄の管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務について、定めることが考えられています。

- * 既存の個人情報の保護に係る取扱規程等がある場合には、特定個人情報の取扱いを追記することも考えられます。
また、取扱規程等の見直しに当たっては、マイナンバーガイドライン安全管理措置で求められている事項が網羅された内容になっているか確認する必要があります。

③ 組織的安全管理措置

特定個人情報等を取り扱う事業者は、**組織的安全管理措置**として、①組織体制の整備、②取扱規程等に基づく運用、③取扱状況を確認する手段の整備、④情報漏えい等事案に対応する体制の整備、⑤取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しに関する措置を講じなければなりませんとされています。

* 組織体制の整備の一環として、事務取扱担当者の明確化があります。事務取扱担当者は、一般的には、マイナンバーの取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当すると考えられています。

ただし、事務取扱担当者に該当するか否かを判断することも重要ですが、当該事務のリスクを適切に検討することも重要です。

例えば、担う役割に応じて、定期的に発生する事務や中心となる事務を担当する者に対して講ずる安全管理措置と、書類を移送するなど補助的に一部の事務を行う者に対して講ずる安全管理措置とが異なってくることは十分に考えられます。

ヒヤリハット

郵便物に、マイナンバーが記載された書類が入っている場合には、予期せぬ事故につながる恐れがありますので、注意が必要です。

例えば、マイナンバーの取扱担当者宛ての書留郵便を、渡し忘れることがないように、お気を付けてください。



4 人的安全管理措置

特定個人情報等を取り扱う事業者は、**人的安全管理措置**として、①事務取扱担当者の監督、②事務取扱担当者の教育に関する措置を講じなければならないとされています。

* 特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、従業者に定期的な研修等を行うことが考えられます。

研修を行う際の注意事項としては、受講する従業者が従事する事務の特性、役割等に応じた研修内容にすること、研修の未受講者に対して再受講の機会を付与することなどが考えられます。



5 物理的安全管理措置

特定個人情報等を取り扱う事業者は、**物理的安全管理措置**として、①特定個人情報等を取り扱う区域の管理、②機器及び電子媒体等の盗難等の防止、③電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止、④個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄に関する措置を講じなければならないとされています。

- * 特定個人情報等を取り扱う区域には、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（サーバ等）を管理する区域（管理区域）と、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域（取扱区域）の2種類があります。

管理区域においては、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等の制限等の措置を講じ、取扱区域においては、のぞき込みを防止する措置など、事務取扱担当者以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要があります。

ヒヤリハット

会社で、マイナンバーが記載された書類があったら、大切に扱うよう、注意が必要です。

例えば、①人事異動に伴い、「従業員名簿」を修正し、社内の電子掲示板に掲示する際、誤って同じフォルダーに保存している「個人番号管理簿」を掲示する、②マイナンバーが記入された書類を施錠できるキャビネットに保管していたが、書類を整理せずに積み重ねていたため、年度末の文書廃棄の際、廃棄する書類と一緒に捨てる、などということがないように、お気を付けてください。



6 技術的安全管理措置

特定個人情報等を取り扱う事業者は、**技術的安全管理措置**として、①アクセス制御、②アクセス者の識別と認証、③外部からの不正アクセス等の防止、④情報漏えい等の防止に関する措置を講じなければならないとされています。

* アクセス制御において、例えば、アクセス制御を管理する部署が、人事異動等の情報を把握していなかったため、アクセス権限について適切な管理を行っていないことがないよう、人事部門とアクセス権限を管理するシステム部門で連携を図ることも有効な手段と考えられます。



8

委託・再委託

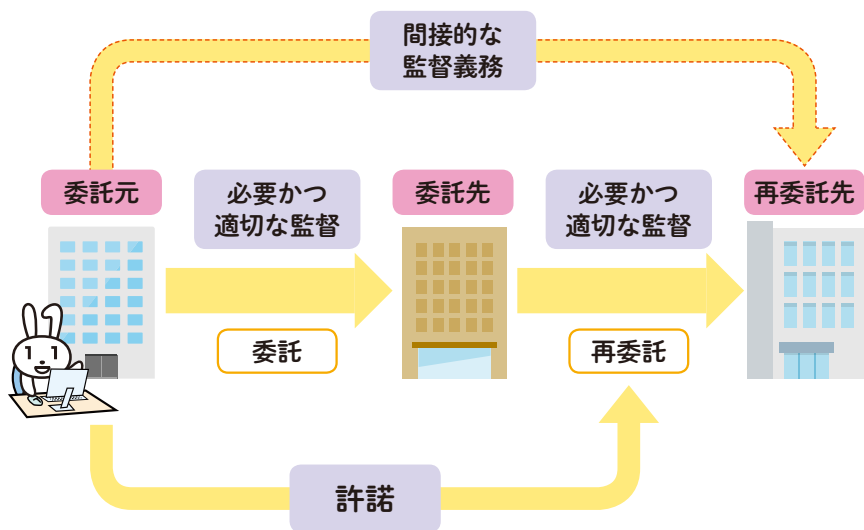
事業者等は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務の**全部又は一部**について、委託・再委託をすることができます。(マイナンバー法第10条)

ただし、その場合、委託元には、マイナンバー法第11条の規定に基づいて、委託先に対する「**必要かつ適切な監督**」を行うことが求められています。

また、委託を受けた者が再委託を行うには、当初の委託元の**許諾**が必要となります。その場合、委託を受けた者には、再委託先に対する「**必要かつ適切な監督**」を行うことが求められ、当初の委託元は、再委託先にも、間接的に「**必要かつ適切な監督**」を行うことが求められることとなります。

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインでは、「**必要かつ適切な監督**」の内容として、①委託先の適切な選定、②安全管理措置に関する委託契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれるとされています。

* 個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部を**委託・再委託された者**は、マイナンバーを利用することができます。





9

マイナンバーの漏えい

① 事業者における報告等

事業者には、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づく措置等が求められています。

特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講ずべき措置としては、①事業者内部における報告、被害の拡大防止、②事実関係の調査、原因の究明、③影響範囲の特定、④再発防止策の検討・実施、⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡等、⑥事実関係、再発防止策等の公表があげられています。

また、内容によって、**個人情報保護委員会等**への報告が求められています。

② マイナンバーの変更

一人ひとりの番号を指定して通知をするのは、みなさんの住民票を持つ**市区町村**になりますが、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合には、本人からの**申請**又は市区町村長の**職権**によって、番号を変えてもらうことができます。

POINT!

※ マイナンバーを変更した場合には、勤務先等にもお知らせしましょう。



③ マイナンバーカードの利用停止

マイナンバーカードを持っていて、なくした場合には、**利用停止**をすることができます。**地方公共団体情報システム機構**が行うマイナンバーカードコールセンターにおいて24時間受付をしています。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

個人番号カードコールセンター ☎ 0570-783-578



10 個人情報保護委員会

① 監視・監督権限

個人情報保護委員会は、マイナンバーを含む特定個人情報の**適正な取扱い**に向けた取組を行っており、マイナンバー法に違反する、又は違反するおそれがある場合に、**立入検査**をし、**指導・助言**や**勧告・命令**をすることができます。

その場合、個人情報保護委員会の命令に従わなければ、**罰則の適用**もあり得ます。

② 苦情あっせん

個人情報保護委員会では、苦情あっせんを行っており、そのための**マイナンバー苦情あっせん相談窓口**も設置しています。

マイナンバー苦情あっせん相談窓口

☎03-6457-9585



個人情報保護委員会のウェブページでは、マイナンバーガイドライン（事業者編）のQ&Aを掲載しています。

(<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/faq/>)

また、マイナンバーガイドラインの概要をまとめたガイドライン資料集も掲載しています。従業員の研修等にご利用いただけます。

(<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/document/>)

ありがとうございます



